

【ご案内】外国株式合同口の商品概要書変更について/MSCI指数の構成国の変更について

■商品概要書変更の経緯

弊社では、信託財産の運用の原則として、同一会社の発行する社債、株式及びこれらを担保とする貸付金並びに当該会社に対する貸付金に対し、信託財産の10%を超える割合での運用を行わないこととしております。

ただしこの例外として、ベンチマークの銘柄構成比率を基準とする運用では、基準とするベンチマークにおける当該銘柄の構成比率に対し2%以内のオーバーウェイト幅での投資については、商品概要書で取扱いを定めた上で信託財産の10%を超える運用を許容する運営としております。

今般、運用スタイル「アジア・アクティブ型」の採用ベンチマークであるMSCI AC Asia ex Japan(配当再投資税引前、円ベース)において一部構成銘柄のウェイトが増加し、10%に達する可能性が高まったことから、商品概要書において信託財産の10%を超える投資についての取扱を追記することとしたものです。

●対象プロダクト

年投(外)E45(アジア・アクティブ型)

年投(外)E55(アジア・アクティブ型)

年投(総)E59(アジア・アクティブ型)

●商品概要書の変更内容

(実施内容)

上記プロダクトの商品概要書に以下の項目を追加します。

固有のリスク	ベンチマークにおける構成銘柄比率を基準として(アクティブウェイトを調整して)運用を行うため、ベンチマーク+2%を限度として、信託財産の10%を超える投資を行うことを許容する。
--------	---

(適用開始日)

2022年3月1日からの適用を予定しております。

■MSCI指数の構成国の変更について

MSCIが市場分類レビューを発表し、アルゼンチン・パキスタンについて新興国市場からの除外が決定され、2021年11月に除外されました。

MSCIは、国別の指数算出国を「先進国市場」、「新興国市場」、「フロンティア市場」の3つの市場に分類し、「経済発展基準」「市場規模・流動性基準」「市場アクセス」の3つの基準に基づき分類を実施し、適宜見直しを実施しています。

新興国市場に分類されるためには、3つの基準のうち「市場規模・流動性基準」「市場アクセス」の2つで一定の基準を満たしていることが求められています。

●アルゼンチン

新興国市場からスタンダードローン市場*に市場区分が変更されました。

【変更理由】

アルゼンチンの株式市場では2019年9月から資本規制が課されており、新興国指数の条件である「市場アクセス」を満たしていないと判断されたため。

●パキスタン

新興国市場からフロンティア市場に市場区分が変更されました。

【変更理由】

パキスタンの株式市場に上場する銘柄に、新興国指数の組み入れ基準として設定された規模・流動性の水準を満たす銘柄が存在しないため。

*先進国、新興国、フロンティア市場のいずれにも分類されない(=フロンティア市場未満の)市場に対する区分。

(時点)2021/12末